

一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンター

サポート会員規約

<第1章 総則>

第1条 (サポート会員規約の範囲)

1. 本規約は、一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンター（以下当団体とする）の定款が定めるサポート会員となった個人及び団体・法人に適用します。

第2条 (サポート会員)

1. サポート会員は当団体の目的に賛同し、今後想定される国内外の災害に対して救援活動を行なっていくために、直接被災地への救援に当たるものだけでなく、当団体の活動を支える、個人及び団体・法人です。

第3条 (所在地)

《〒169-0075 東京都新宿区高田馬場三丁目13番1号B1》

第4条 (目的)

1. 当団体は、日本国内外において地震、津波、台風などの自然災害が新たに発生した場合、国内外のボランティアが火急かつ適切かつ持続的に被災者を救援、支援できるよう、災害ボランティアの育成と被災地へのより効果的な派遣システムの確立と普及を目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行います。
 1. 震災被災者緊急支援事業、被災地復興支援事業および被災地雇用促進事業
 2. 上記活動のための災害ボランティアの全国募集、トレーニング、組織化および派遣事業
 3. 災害ボランティアの育成事業および国内外被災地への派遣事業
 4. 災害ボランティア促進キャンペーン事業
 5. 独自の災害ボランティア派遣システムのロジスティックス確立と普及
 6. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

<第2章 会員>

第5条 (入会)

1. 入会を希望するものは、当団体指定の申込書に必要事項を記入の上、当団体に提出し、会費の支払いが完了した場合に入会（入会日）とします。

第6条 (入会の不承認)

1. 以下の行為が認められた場合、入会申込を承認しないことがあります。
 1. 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
 2. 入会申込後一定の期間（30日）を経過しても、会費の支払いがない場合
 3. 過去に当団体からサポート会員資格を取り消されたことがある場合
 4. その他、当団体がサポート会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

第7条 (会費)

1. 会費は、以下に定めるとおりとします。

サポート会員	個人	入会金なし	年会費	1口	5千円
サポート会員	団体・法人	入会金なし	年会費	1口	10万円

第8条 (会費等の払戻し)

1. サポート会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第9条 (有効期間)

1. 本規約に基づくサポート会員期間は、入会日から1年間とします。

第10条 (変更の届け出)

1. サポート会員は、その名称、住所、連絡先等、当団体への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
2. サポート会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより、不利益を被った場合でも、当団体はその責任を一切負わないものとします。

第11条 (退会方法)

1. サポート会員は、当団体への申し出をいただき、退会することができます。ただし、未払いの会費等がある場合には、サポート会員は、退会後も当団体に対する未払い分の支払いを免れないものとします。

第12条（会員資格の取消）

1. 当団体は、サポート会員が次の各号の1つに該当すると認めた場合、サポート会員たる資格を取り消すことができるものとします。
 1. 当団体の名誉を著しく傷つける行為、またはサポート会員としての品格を損なう行為があったと、当団体が認めた場合
 2. 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
 3. 本規約又は、その他当団体が定める規約に違反した場合
 4. 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けた場合
 5. その他、当団体がサポート会員として不適格と認める相当の事由が発生した場合

＜第3章 サービス＞

第13条（サービスの利用）

1. サポート会員は、以下の特典があります。
 1. 会報誌（季刊）と年次報告書をお送りいたします。
 2. 当団体主催のイベント、講演会、活動（普及等）などを優先的にご案内します。
 3. サポート会員の方同士の集いの場として、「サポート会員の集い」を行います。

＜第4章 個人情報＞

第14条（個人情報の取扱について〈一部抜粋〉）

1. 当団体は、みなさまからご提供いただいた個人情報を、みなさまとの間の連絡のために利用させていただくほか、将来、よりよい活動のための調査・研究や、活動のご案内や報告書をお届けするために、個人情報を利用させていただくことがあります。

第15条（著作権）

1. サービスによって提供される情報の著作権は当団体に属します。

第16条（情報の二次使用）

1. サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

＜第5章 本会員規約の追加・変更＞

第17条（規約の追加・変更）

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとします。
2. 当団体は、理事会の決議により、サービスの内容および料金を含め本規約の全部または一部を変更することができます。当団体により変更された本規約は、当団体のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後サポート会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとします。

＜第6章 免責および損害賠償＞

第18条（免責および損害賠償）

1. サポート会員は、当団体の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、当団体は一切責任を負わないものとします。
2. 万が一、当団体が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、当団体は、間接損害、特別損害、免失利益ならびに第三者からの請求および軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとします。
3. サポート会員が退会・除名等によりサポート会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該サポート会員に対して効力を有するものとします。

付則

本会員規約は、平成23年11月31日より実施します。